

広島大学

令和 7 年度 広島大学光り輝き入試
総合型選抜 フェニックス型

解答例又は出題の意図等

法学部 法学科 夜間主コース

科目名：小論文

解答の公表に当たって、一義的な解答が示せない記述式の問題等については、「出題の意図又は複数の若しくは標準的な解答例等」を公表することとしています。

また、記述式の問題以外の問題についても、標準的な解答例として正答の一つを示している場合があります。

令和7年度広島大学光り輝き入試 総合型選抜

法 学 部 法 学 科

問題「小論文」解答例等

解答例等

問1 下線部(1)について、「著作権保護の観点から、公表していません。」とはどのようなものであったか、そして、それが「著作権保護の観点から、」理由について、説明しなさい。

1980年代の著作権保護の観点から、公表していません。とは、家族を高齢者などの受け皿とし、性別役割分業に基づいてその受け皿である家族構成員に役割を与えるものである。その役割とは、「日本型福祉社会」として、企業で働く夫が家族を養い、妻が家事を担うという男女の区別に基づくものであり、年金制度の改革もこれを後押しした。

以上のように国による人びとの認定がむしろ強化されたその理由は、当時の政府がとっていた財政支出の抑制方針である。高齢社会化が顕在化したこの時代において、人格の承認への動きが様々にあったのに、それに逆行して家族に高齢者を扶養させ、家族の中の女性に介護を担わせることで、高齢者の扶養介護に十分な支出をすることを控えようとした。家族は「相互扶助の精神」を担うものと位置づけられ、高齢者の家族が扶養介護に労力を提供し、それだけでは高齢当事者のニーズが充足されない場合に、社会的援助が行われる仕組みづくりがなされた。当時の性別役割分業の浸透に鑑みて、妻や女性が老親の介護を担うことが期待された。

問2 下線部(2)について、新たな政策が必要となった背景として、それまでの政策には何が欠けていたと考えられるか、説明しなさい。

それまでの政策は、終身雇用の男性を「標準」の労働者として、これを保護する方向に進んできたが、それに当てはまらない場合の保護に欠けていた。例えば、定年や解雇の条件で、女性労働者が男性労働者より不利に扱われていても、法が明確に禁じておらず、解雇権濫用法理の確立や整理解雇四要件判例の形成によっても、十分に対応することができていなかった。世界的には女性の働く場への進出と社会への参画が進んでいたが、日本は後れをとっており、その分、国際的な圧力も高まったことで、ようやく問題が認識されるようになった。

問3 下線部(3)について、著者がこのように述べる理由は何か、あなたの考えを述べなさい。

【出題の意図・解答のポイント】

・著者は、人格の承認を是とする立場であり、国により画一的な価値観で共通の政策を強いることについては否定的である。この点を前提として、議論することが必要である。

・人格の承認を是とする立場からは、本来自由であるべき「生きがい」を共通の政策に盛り込むことは、個人の自由を奪うことである。

・さらに、著者は、本節で述べられている「生きがい」のような精神的な価値観を具体的政策に落とし込むことが、そもそも困難なことで認識していると考えられる。その内容は一律のものではなく多様である。すべてを実現することは不可能であり、共通の政策に反映させることは困難である。内容が抽象的なものになりがちであることも、一層、政策への反映を難しくしている。この点にも言及していることが望ましい。